

高知市立神田小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月24日策定

平成28年3月改定

平成31年2月改定

1 いじめに対応する基本的な考え方

いじめは重大な人権侵害であり、児童生徒の健全な成長や人格形成に大きな影響を与えるのみならず、生命にも関わる深刻な問題である。また、いじめは「どの学校、どの学級、どの子にも起こりえる」問題であるとともに、「誰もが、被害者にも加害者にもなりうるものであり、いじめ問題とまったく無関係な児童はいない」と考える。

【いじめを防止するための基本姿勢】

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) いじめの未然防止や早期発見のため、さまざまな手立てを講じる。
- (3) 児童一人一人の自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (4) 人権感覚や規範意識を高め、命の大切さを育む教育活動を推進する。
- (5) 各種機関や家庭と連携して取り組みを進める。

2 主な取組

(1) 学校や教職員が取り組むこと

- ①教職員の人権意識やいじめに関する認識を高めたり、インターネット上のいじめを防止し効果的に対処できるように、児童に対する情報モラル教育の充実を図ったりするための校内研修を実施する。
- ②一人一人を大切にすあたたかい仲間づくりを進める。
- ③児童との信頼関係を築くと共に、アンケートや個人面談、声かけなどを定期的に行い、些細な変化を見逃さないように努める。
- ④教職員全員で児童の状況を共通理解し、全員で取り組みを進める。
- ⑤全ての教育活動を通じて自尊感情を高める取り組みや命や人権を大切にする指導、道徳科をはじめとして、いじめの防止などの学習に取り組む。
- ⑥いじめ防止のための啓発活動を充実させるとともに、家庭との連携を進める。

(2) 児童が取り組むこと

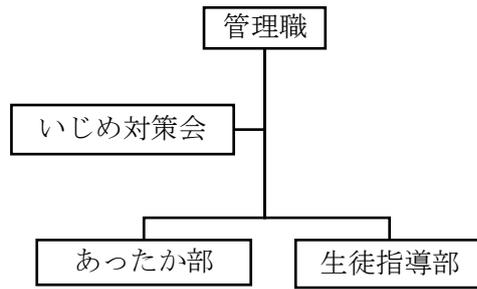
- ①一人一人が
自分や友だちを大切にす言動を心がけ、いじめをしない、させない、許さない。
【いじめを見たら】勇気を出して止める。友だちや先生、家の人などに知らせる。
いじめられている人を守る。
【いじめを受けたら】絶対にかくさず、友だちや先生、家の人などに相談する。
- ②学級・学年で
一人ぼっちの子をつくらない。そのために、遊びやいろいろな場面で声をかける。
給食の時間やお楽しみ会などで交流を進め、友だちを増やす。
些細なことでも話し合いの時間をとってみんなで解決する。
- ③学校全体で
いじめを無くすためのポスターや標語などを掲示する。
いじめを無くす集会や学習をする。
学校全体が仲良くなるような行事や活動を行い、交流を進める。

(3) 家庭で取り組むこと

- ①「早寝・早起き・朝ごはん」で基本的な生活習慣を確立させる。
- ②子どもとの対話を増やし、規範意識や命を大切にする心などを醸成する。
- ③子どもの変化に気づくと共に学校と連携・協力して取り組みを進める。
- ④インターネットの危険性や、危険を回避するためのフィルタリングの設定・ルール作りを推進する。

3 いじめに取り組む組織

(1) 組織図



【いじめ対策会の構成】

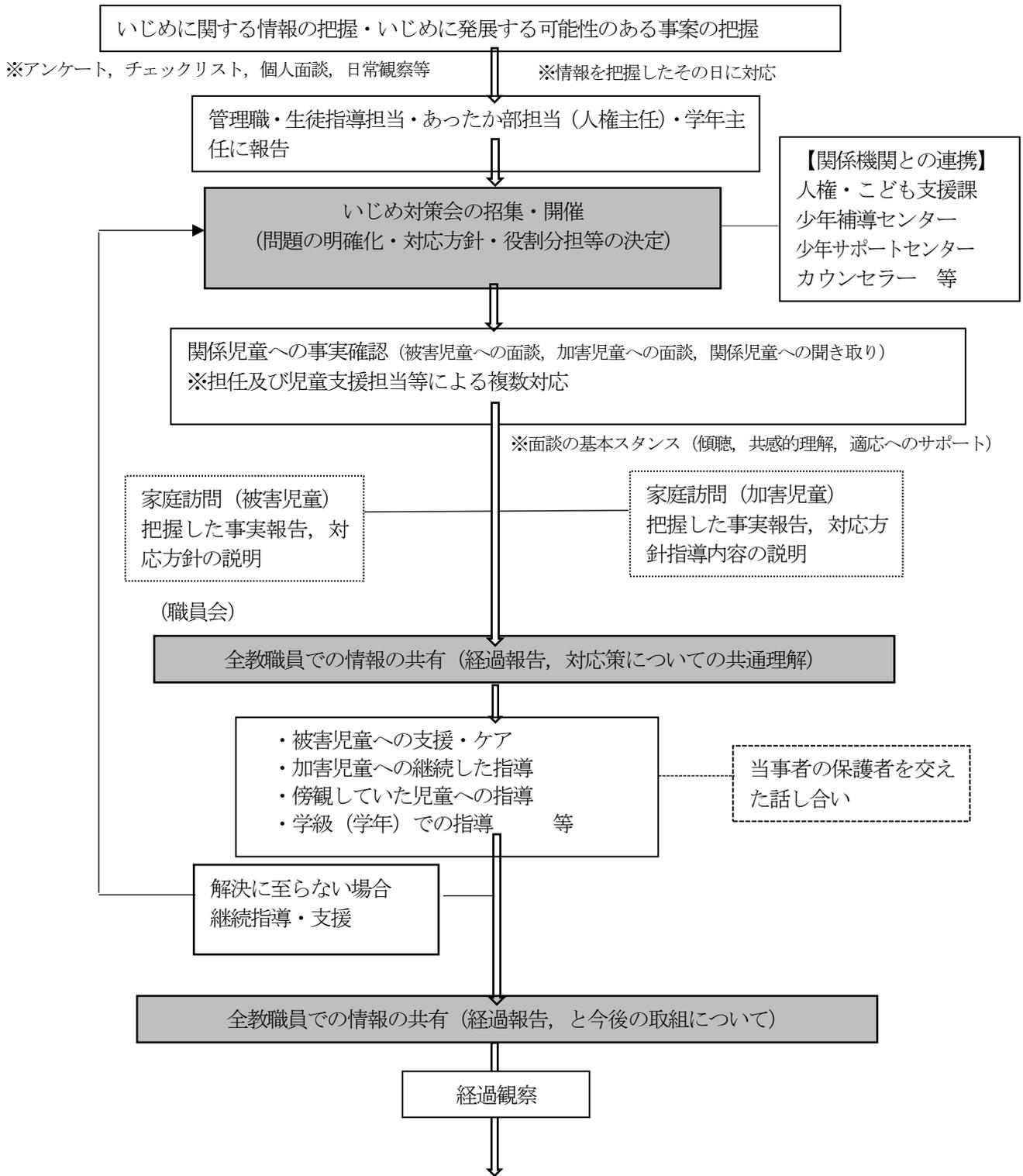
校長・教頭・生徒指導担当・児童支援担当・養護教諭・該当担任等（状況によってSSW・カウンセラー・保護者）

(2) 年間計画

学期	あったか部	生徒指導部	備考
	いじめ防止基本方針・取組の確認		
1学期	配慮や支援の必要な児童の確認・共通理解 支援シート確認 きらり神田っ子一斉発行 情報交換と共通理解	生活目標の設定 生活の約束確認 いじめアンケートの実施（6月） 学校のきまり・夏休みのくらし確認 チェックリストの実施	※人権教育・道徳教育・集団づくりの取り組み及び集会等の取り組みはあったか部・特活部で あったかアンケート（6月あったか部会）
夏季休業中	いじめに関する校内研修会の実施（生徒指導部担当）		
2学期	2学期の取り組み確認 きらり神田っ子一斉発行 支援の必要な児童の情報交換	いじめアンケートの実施（11月） 学校のきまり・冬休みのくらし確認 チェックリストの実施	Q-Uの実施（10月あったか部会） 体罰アンケートの実施 学校アンケート、学校評価の実施
3学期	きらり神田っ子一斉発行 取り組みの評価 本年度の総括 次年度への引継ぎ 支援の必要な児童の情報交換	チェックリストの実施 学校のきまりの確認 いじめアンケートの実施（2月） 取り組みの評価 本年度の総括 次年度への引継ぎ	あったかアンケート（2月あったか部会）

- いじめに関する取り組みについては、生徒指導部が中心になり、あったか部と連携して取り組む。
- いじめ防止のための啓発活動については、年間を通じて行う。（学校だより等）
- 相談体制の充実については、あったか部を中心にスクールカウンセラー、学校カウンセラーと連携して取り組む。
- いじめの事案が発生した場合は、いじめ対策会を開催し、学校全体で解消に向けた取組を進める。

4 いじめ対応マニュアル



※ いじめ対応の経過, いじめ対策会での協議内容等について記録に残す。(生徒指導担当)
関係児童への面談等について記録に残す。(学級担任)

5 チェックリスト

(1) 児童の観察のチェックポイント (年) (組)

※印の項目は、いじめを「受けている」かもしれないという視点からだけではなく、何らかの理由で、いじめを「している」かもしれないという視点からもチェックしてください。

観	観 察 の 視 点	チエック	該当児童名
朝の会	担任が来るまで廊下で待っている。		
	他の子よりも早く登校する。		
	理由のはっきりしない遅刻や欠席が多い。※		
	沈んだ表情や緊張した様子をしている。		
授業中	一人遅れて教室に入ってくる。		
	忘れ物が多い。		
	班の話し合いの中に入れない。(入らない)※		
	係りなどを決めるとき、ふざけ半分に推薦される(する)ことがある。※		
	ほめられると嘲笑やからかいが起こる。(からかう)※		
	正しい意見なのに冷やかされる。(冷やかす)※		
	発表回数が少なくなり、活発さがなくなる。		
	テストなどの成績が急に下がり始める。※		
	発表の音が聞こえていても、(わざと)聞こえませんという子がいる。※		
後片づけをいつもやらされている。(やらしている)※			
体の不調を訴え保健室に行くことが多い。			
休み時間	いつも一人でぼつんとしている。		
	今まで一緒だった仲間から外れている。(外している)※		
	笑顔が見られず、おどおどしている。		
	特に用がないのに、職員室によく来る。		
	教室を移動するとき荷物を持たされている。(持たしている)※		
	休み時間が終わっても教室に帰りたがらない。		
仲の良い人だけでいつも一緒にいる。※			
給食	特定の子の机が離されている。(離している)※		
	意図的な盛り付けの量の差や配り忘れがある。※		
	食欲がいつもよりない。		
	配膳を嫌がられている。		
放課後	急いで下校する。または、帰りたがらない。		
	担任に何か話したそうに寄ってくる。		
	遠回りして帰っている。		
	人の荷物を持たされていることがある。(持たしている)※		
全般	その子の物がなくなる。		
	掃除のとき、特定の子どもの机だけが運ばれずに残されている。		
	宿題や集金など提出物が遅れる。		
	掲示物や作品、机に落書きをされる。(する)※		
	言葉や行動が急に乱暴になった。※		

該当する項目があれば子どもに声をかける。複数に該当する子どもがいれば学年に相談する。
最低、学期に1回は実施する。(担当：生徒指導部)

(2) いじめの取組のチェックポイント

	チェック項目	評価
教師の言動	子どもの言い分に耳を傾けている。	
	子どものよさを見つけようとしている。	
	人に迷惑をかける行為には毅然とした対応をしている。	
	えこひいきや差別をせずに子どもに接している。	
	やたらと競争意識をあおったり個人の責任を集団におしついたりしていない。	
	個人のプライバシーを守っている。	
	子どもの失敗に対して罰を与えていない。	
	自分の言動がいじめにつながらないように気をつけている。	
授業等	一日に一回は会話するなど、どの子どもとも関わりあいをもっている。	
	どの子にもわかりやすい授業に努めている。	
	どの子の発言にも耳を傾けている。	
	学級の問題を本音で話し合えるムードができています。	
	間違いを非難せず、認める雰囲気がある。	
	学級生活のルールが守られている。	
	学級の小集団が閉鎖的ではなく、互いに交流がある。	
連携	教室にあたたかい笑い声や笑顔がある。	
	学年会や他の会議で、子どもの様子を情報交換できる場が確保されている。	
	日ごろから子どもや学級の様子を気楽に話題に出来るムードがある。	
	日ごろから学級便りや学年便りで取り組みの様子が保護者に理解されている。	
指導体制	個々の子どもの様子を保護者と連絡し合える関係が確立されている。	
	いじめの重大性を全教職員が共通理解している。	
	教師間の情報交換と指導の共通理解ができています。	
	アンケートやチェックリスト、面談など極め細やかな実態把握ができています。	
学校経営・地域連携	児童支援委員会が定期的に行われ情報が共有されている。	
	問題発生時における対応方策と役割が明確にされており、共通理解している。	
	学級活動や道徳の時間を通して、正義感を育成する内容を指導している。	
	人権意識を高める学習を計画的に行っている。	
	児童や保護者が相談しやすい場所があり、運営が工夫されている。	
	児童や保護者からの相談受け入れ態勢、方法がきちんとできている。	
	児童会活動や委員会活動などを通じていじめを防止する取り組みを進めている。	
	いじめに関する学習会や校内研修会を計画的に実施している。	
地域連携	学校便りの配布などを通じて保護者や地域に学校の取り組みを発信している。	
	関係機関と連携しながら、取り組みを進めている。	
	いじめ防止の取り組みのチェックと見直し（PDCA）サイクルが確立されている。	

※ 学期に1回実施する。(担当：生徒指導部)

評価：A よくできている。 B まあまあできている。 C あまりできてない。 D できていない。

6 重大事態発生時の対応ガイドライン

重大事態発生時の基本的対応

※本ガイドラインは、いじめを含む重大事案の基本的対応であり、事案に応じて代わることもある

【学校における重大事態発生時】

(1) 被害児童の状況の確認と対応

① 管理職及び生徒指導担当、児童支援担当でこれまでの対応の経過や子どもの状態についてまとめる

② 重大事態と思われる状況について、教育委員会人権・こども支援課に第一報を入れる

※対応については時系列で記録する

※重大事態は、市教委との協議に基づき、慎重に判断されることが必要である

市教委への報告内容例

児童の状態はどうか（どこの病院へ運ばれたか、誰が同乗したか）

いつ、どのような状態で発生したのか（わかる事実について）

・いじめの背景が考えられるのか

被害児童について（氏名、学年、組）

加害児童について（加害者がいる場合）等

保護者への対応（連絡の有無等）

今後の学校の窓口は誰か

学校の今後の動き及び現在の管理職の動き

その他

(2) 児童及び教員からの聴き取り

詳しい状況把握のため、関係児童及び状況を把握していると思われる教員等から聞き取りを行う

学校対応組織（※いじめの事案は、いじめ対策会）で役割分担し、聴き取り内容については必ず記録する

※事実関係を判断できるだけの情報があれば、全職員で情報を共有した後、詳細の聴き取り等を実施する。しかし、その時点での情報だけでは事実関係が明らかでない場合は、聴き取りを実施した後、全職員で状況を共有する

ただし、事案によっては、すぐに発生した事態の共有が必要な場合がある

(3) 教職員で状況の共有

① 臨時職員会議の開催（1回目）

【学校組織として共通理解を図る内容例】

・これまでの経過と確認された事実

・被害児童の状態及び加害児童の状態

・職員が現時点で把握していることの共有

・他の児童の状態（心理的面や気になる点）

・学校対応組織の編成と今後の臨時職員会の開催について

学校対応組織での協議後、今後の対応について、臨時職員会（2回目）で共有する

※重大事態に関わる情報は個人情報でもあり、職員の守秘義務の確認を行っておくこと

② 学校対応組織の編成

校長・教頭・（主幹教諭）・生徒指導担当者・教務主任・人権教育主任・児童支援・養護教諭・当該学年主任・スクール（学校）カウンセラー等

【打ち合わせ内容例】

ア現状の確認

・被害児童の状況

・加害児童の状況

・目撃児童・関係児童の状況

・その他児童の状況

イ当面の対応として

・被害児童の状況の把握

- ・被害児童保護者への対応
- ・市教委からの指導主事の派遣について
- ・外部（保護者・地域・マスコミ）からの問い合わせ対応
- ・背景等確認のための資料の検証について（Q-U・学級日誌等）
- ・児童の心のケア（スクールカウンセラーの緊急派遣等）
- ・臨時職員会の内容について
- ・全校・学級への説明について（必要に応じて）

校内の役割分担表（例）

※学校対応組織で役割分担を行う

- ・危機対応統括 ……危機管理全般を統括・教育委員会との連絡調整
- ・保護者担当 ……保護者会の開催やPTA 役員との連携を担当
- ・個別担当 ……被害児童保護者など個別の窓口
- ・報道担当 ……報道への窓口
- ・学校安全担当 ……校長や教頭の補佐，学校安全対策，警察との連携
- ・庶務担当 ……事務の統括（事態対応に付随して発生する事務的处理）
- ・情報担当 ……情報の収集・整理（時系列での記録）
- ・総務担当 ……学校再開（事案発生後に初めて子どもが登校する日を「学校再開日」と呼ぶ）を統括
- ・学年担当 ……各学年を統括
- ・ケア担当 ……児童・教職員のケア

「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」文部科学省参照

- ③ 第1回の臨時職員会后，今後の対応を確認するため第2回の臨時職員会を招集し，現在の状況の確認と当面の対応について確認する

【内容例】

ア 外部からの問い合わせについては，管理職（原則校長）が対応するので，その旨を伝え，管理職につなぐこと

イ 重大事態に至った経緯と関係児童について

ウ 学校対応組織の編成

学校対応組織会は，午前・午後（放課後等）には必ず打ち合わせや報告の会を持つようにする
 ※校長・教頭は指揮・命令系統の要となるので，重大事態発生直後は，必要に応じて対応できる体制をとる

エ 被害児童・保護者への対応

事例に応じて 一週間程度のお見舞いの体制が必要（誰が，いつ行くか）

オ 児童の状態の確認と報告について（継続的な見守り）

児童の状態に変化があれば必ず報告をする

カ 教育委員会との連携及び今後の対応について

市教委指導主事の駐在とこれまでの記録文書の確認作業への協力について周知する

学校に駐在する指導主事は，管理職との打ち合わせや学校対応組織の打ち合わせ等に参加する

※県教育委員会から指導主事等の派遣がある場合にはそのことにも触れる

当面1週間から10日くらいのスケジュールを立てておく

スケジュール内容としては，

- ・被害児童保護者への対応（訪問日程）
- ・学校対応組織の開催の日程
- ・臨時職員会の日程
- ・児童の心のケアへの対応

キ 学校対応組織への報告

- ・情報の一元化のため教頭へ報告する
- ・細かい事項と思われるものでも，こまめに報告する

- ク 教員からの聞き取りの実施について（原則全教職員から）
- ケ 学年会を開催（新たな情報等について確認し、管理職に報告）
 - ※市教委からの学校駐在者は、状況によっては、重大事態発生後、直ちに派遣される場合がある。
 - また、生徒指導スーパーバイザー等の派遣も可能である
- コ 児童の心のケアについて
 - ※保健室や相談室など、児童がいつでも相談できる体制整備と確認（必要に応じて）
- サ 保護者へのお知らせ文書の確認
- シ 児童に被害児童の状況や重大事態に至った状況を説明する内容の統一とその手順
 - ※その際、被害児童・保護者の意向を確認しておくことが必要
 - 児童の精神的な動揺を避けるため、大人数を集めての説明は、原則行わない。全体での集会を行う場合は短時間とし、子どもの様子が確認できる学級での指導につなげる
- ス PTA 役員会の開催（臨時保護者会の前に開催）
 - （事例によっては、調査等も急がれることから、当日開催もありうるが、被害児童保護者の意向により検討が必要）
- セ 保護者への説明会について

（4）被害児童及び保護者への対応

（状況によっては、保護者に至急連絡の必要がある）

- ① 保護者への連絡内容の確認後、保護者へ連絡
- ② 現状で分かる範囲での状況説明（できるだけ直接面談で説明する）
 - ・面談の場所については、保護者の意向を確認する
 - （児童が病院へ搬送された場合は）
- ③ 病院では、一定処置が終わるまでは待機する
- ④ 病院へ同行した教員は、学校への随時の連絡と管理職からの指示を受ける
- ⑤ 病院へは必ず管理職1名は出向くこと

（5）学校対応組織での協議内容

【第2回の臨時職員会開催後、学校対応組織で協議する内容例】

- 被害・加害児童及び周りの児童の状態（心理面や落ち着きの状態等）
- 被害児童保護者及び加害児童保護者への連絡や連絡内容
- 他保護者からの問い合わせや相談内容への対応について
- 心のケア及び緊急派遣カウンセラーの要請について
 - ※ 市教委を通じて県教委へ要請する
 - ※ 「心の健康調査」の実施については、スクールカウンセラー等と内容や実施時期等を検討する
- 現段階で事態の要因として考えられること
- 教職員への面談（事実確認）について
- 児童への聞き取りの状況や今後の聴き取り（市教委と協議）
- Q-U やいじめアンケートの結果等の確認
- マスコミからの問い合わせ及び窓口について（原則校長）
- 調査内容やこれまでの取組についての時系列での記録（担当者及び市教委）
- 市教委への要請等
- 担任等教員の精神状態の確認
 - ※ 当該担任など精神的なショックを受けている場合もあり、必要に応じてカウンセリング等の対応の検討を行う
- PTA 役員会の開催 ※（8）を参照 等

(6) 被害児童・保護者との面談での必要事項

※ 管理職と市教委指導主事に対応し、保護者の心情を大切にす

□現状で学校が把握している内容の報告（憶測等については、報告を控える。）

□今後の学校・教育委員会の対応についての確認

・心のケア、児童への対応

（詳細な調査が必要な場合）

・児童へのアンケート調査の実施

・いじめ防止等対策委員会による調査の実施 等

□被害児童保護者の学校等の対応に関する意思確認

・調査等事実関係を明らかにする取組について

・重大事態の児童への説明について

・その他児童保護者への説明について

□被害児童保護者との連絡の窓口担当者について

□兄弟姉妹がいる場合、その対応について

□PTA 役員会や臨時保護者会の開催について 等

(7) ①マスコミへの対応について

重大事態発生時は、テレビ、新聞等のマスコミ各社からの問い合わせや取材依頼があることが考えられる

以下を対応の基本とする

ア 学校での対応者は、原則校長が行う

イ 取材に対しては、原則、教育委員会が一元的に対応するが、状況によっては、学校対応も求められることも想定されることから教育委員会と学校が協議し対応する

ウ 報道に発表する内容については、被害児童保護者に丁寧に説明し、意向を確認したうえで教育委員会と協議する

オ 重大事態発生直後の記者会見については、原則、教育委員会が対応するが、高知市いじめ防止等対策委員会が調査を行う段階では、高知市いじめ防止等対策委員会委員長が会見する

エ 状況によっては、調査方針が決定した段階で、記者会見等の場を設定し、調査状況については説明するが、個別の調査内容やいじめの有無など、結論めいたことには触れない

(7) ②マスコミへの対応について

被害児童・保護者、加害児童・保護者については、マスコミの取材攻勢に曝される可能性がある。その場合には、当該児童や保護者が通常の生活ができなくなるばかりか、他児童の精神的負担や学校の教育活動にも大きく影響する。そうした事態が発生した場合には、保護者に関係機関を紹介するなど、教育委員会と連携しながら対応する必要がある

(8) PTA 役員会の開催

・教育委員会指導主事等出席

・開催には被害児童保護者の意思の確認が必要

① 現時点で明らかとなっている事実の報告

・これまでの学校の対応と教育委員会の対応

※ 被害児童・保護者の意向やプライバシーの問題もあり、事案に応じてどこまでの内容について明らかにするかについては、検討を要する

② 今後の対応について

・心のケアについて、学校で取組むこと

【必要によって】

③ 臨時保護者会の開催と内容

④ アンケートや児童からの聴き取りの実施について

⑤ 高知市いじめ防止等対策委員会の調査について

⑥ マスコミの対応について 等

(9) 報告等

学校は、市教委への第一報後、随時、状況を報告する。市教委より学校駐在者が入った場合は、学校駐在者が市教委との連絡調整を行う

【重大事態発生時2日目以降】

(1) 学校対応組織での協議内容例（市教育委員会指導主事同席）

- ① 前日の対応について確認（前日の記録をもとに）
- ② 本日の動きについて確認する（いつ、誰が、どのように、どんな内容で）
 - ア 被害児童・保護者への対応
 - イ 心のケアについて
 - ウ 他児童への対応
 - エ 聞き取り内容や事実調査のための文書確認（Q-U・学級日誌等）
 - オ 臨時委員会の日程
 - カ 学校対応組織の開催日程
 - キ 加害児童の謝罪について 等

※ 謝罪については、被害児童・保護者の意向を大切にし、形式的な謝罪とならないよう留意する

【必要に応じて】

- ク 全体の保護者への報告の仕方
 - ケ 早急にアンケートを実施する場合の実施方法（アンケート原案、記名、無記名について）
 - コ 臨時保護者会の開催と内容（原案作成提案）
 - サ 警察等関係機関への対応
- ※ 事態によっては、被害届が警察に出される場合があります、その場合には、事実関係の調査についても警察の捜査とのかかわりを考慮する必要があるため、教育委員会と打ち合わせを行う
- ③ スクールカウンセラー（県教委の緊急派遣）の派遣について
学校からの要望や児童の状態によって、派遣時期、日数、学校への入り方等を検討
 - ④ これまでの事実確認等を整理し、時系列で文書化する（担当・指導主事）

(2) 被害児童・保護者への対応

被害児童・保護者へ連絡し、面談する

- ① 学校や教育委員会の現時点での状況や取組の報告
- ② 今後の対応について
 - ア 今後の対応に関する保護者の意向の確認
 - イ 必要な場合は、臨時保護者会の開催について

【聞き取りやアンケート等の詳細な調査を実施する場合】

- ウ 詳細な調査の実施について
（高知市いじめ防止等対策委員会の対応等について）
 - エ アンケート等のサンプルの提示
- ※ アンケートを行う場合は、事前に必ず確認をすること
- ※ 必要に応じて（3）、（4）の対応

(3) 保護者への調査協力依頼文書の作成・配布

- ※ 教育委員会と協議し、保護者への調査の協力依頼文書を作成する
- ※ 聞き取り内容やアンケート内容については、被害児童・保護者への情報提供（個人情報には配慮）が有り得ることについて触れておく

(4) 臨時保護者会の開催

議事内容（例）

- ・ 事実経過
 - ・ これまでの対応と今後の方針
 - ・ 事実関係の調査について
アンケートの実施と聞き取り調査
 - ・ 説明文書と承諾書の配付回収について
 - ・ 心のケアについて、スクールカウンセラー等から説明（※ 打ち合わせが必要）
 - ・ 質疑応答
- 誠実な対応を心掛けるとともに、予想される質問については、事前に協議しておく
- ※ 原則、進行は、教頭等が行い、説明及び応答者は校長がおこなう

(5) 高知市いじめ防止等対策委員会の調査について

学校での基本調査（学校の記録や教職員への聞き取り）をもとに、児童保護者の了解を得て実施するものであること。また、児童への聞き取りや、アンケートについても児童保護者の了解を得て実施することが必要であることを前提とすること

- ① 学校対応組織は、高知市いじめ問題対策連絡協議会の委員長及び教育委員会緊急対応チーム班長等と、調査について目的や方針、聞き取り等の方法、期間、対象者等について協議を行い、共通認識をもつ

※ 聞き取りの場所・時間についても、児童の心情を配慮し、できるだけ負担のかからないように検討する必要がある

（放課後の時間帯や、近隣の施設の利用なども検討する）

- ② 聴き取り調査は、委員（高知市いじめ問題対策連絡協議会）と教育委員会緊急対応チーム担当（記録）で対応し、原則、学校関係者は入らない

ただし、担任や保護者が同席した方が安心して聞き取りができると判断した場合や児童が希望した場合は対応を検討する

・聞き取りは、委員2名と記録者1名の3名体制を基本とする

【中・長期的な対応】

(1) 事件・事故の対応に対する整理

高知市いじめ防止等対策委員会からの報告・提言を受け、当該事案に対して学校がどのように対応したのか、危機管理体制は適正に働いたのかを検証し、改善策を立て実行する。

検証に当たっては、当該事案の対応のみに限定せず、学校の日常の教育相談体制や校内研修の在り方、組織的な対応など、学校運営全体に関わる問題として捉えていくことが必要である

(2) 改善策についての確実な実行

学校の対応や取組についての改善策を確実に実行するため、いつまでに何を行うかといった実施計画書や工程表を作成し、教育委員会に提出する。教育委員会は、実施状況について進行管理を行う。また、年度末等、改善策に基づく取組の実施後は、報告書等で実施状況や成果・課題を教育委員会に報告する

(3) 改善策の普及・啓発

高知市教育委員会は、高知市いじめ防止等対策委員会からの報告・提言について、全市的に周知していく必要があるため、校長会等での研修会など、学習の場を設定する

(4) 児童、教職員の状況把握

児童や教職員の状況把握は、短期間のみではなく、中・長期的に注意を払っていく必要がある

1か月、3か月、半年、1年をめどに、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を図りながら、その時点での状況を把握するとともに、教職員での共通理解を図る

PTSD等により、専門医・専門機関の受診が必要な児童・教職員には、中・長期的な視点にたつてのサポートを行っていく

(5) 当該児童・保護者への対応

当該事態が一旦収束しても、一定の経過観察が必要である。また、被害児童や保護者の心理状態に配慮しながら、学校からの関わりを、機会を捉えて継続していく

（高知市教育委員会 人権・こども支援課資料をもとに作成）